

# 焼津市農業委員会 1 月総会議事録

## 1 日時

令和 8 年 1 月 1 5 日 (木) 午後 2 時 0 0 分 ~ 午後 2 時 5 0 分

## 2 場所

焼津市役所本庁会議室 1 A

## 3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	有谷 歳幸	○	8	西尾 雅志	○	1 5	村松 達雄	○
2	石田 芳雄	○	9	増田 龍治	○	1 6	横山 文哉	○
3	山下 早苗	○	1 0	栢村 輝夫	×	1 7	河合 英夫	○
4	桜井 亮平	○	1 1	村松 正二	○	1 8	深津 三郎	○
5	鶴橋 俊次	○	1 2	村松 章	○	1 9	杉本 芳郎	○
6	内田 宏	○	1 3	梅原 利浩	○			
7	藁科 光生	○	1 4	吉田 とり	○			

## 4 事務局出席者

局長 小長谷邦博 主幹 望月誉之 主査 荻野将憲 主任主事 杉原千洋

## 5 議事日程

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について

第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について

第 3 号 農地の利用目的変更届出について

第 4 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可について

第 5 号 転用等確認について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について

第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について

第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可について

第 4 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の意見聴取について

第 5 号 焼津市地域計画策定に係る意見聴取について

第 6 号 焼津市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員19名中、ただ今の出席委員は、<u>18名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>ただ今から令和8年1月総会を開会します。</p> <p>初めに、本日の議事録署名人を指名します。</p> <p>7番、藁科光生委員、16番、横山文哉委員兩名にお願いします。</p> <p>それでは、報告事項から始めます。</p> <p>報告第1号から報告第5号までを、一括して議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<b>【報告第1号から報告第5号までを朗読】</b>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>無いようですので、質疑見を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。報告第1号から5号までを一括して承認することに、ご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>それでは、報告第1号から5号を承認することに決定しました。</p>
議長	<p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」の番号30について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第1号、番号30を朗読後、説明】</b></p> <p>申請地は中新田配水場の南へ300mほどに位置している農業振興区域内の田です。</p> <p>譲渡人は近隣に居住しており耕作しておりましたが、田を譲りたく申請に及びました。譲受人は隣地を耕作しています。今後、申請地を耕作管理することについて贈与人との合意が成立したため、申請に及んでいます。</p> <p>申請地の東側及び南側は宅地、北側は贈与人の耕作する田、西側は道路です。</p> <p>譲受人の農機具等の保有状況は、申請地を耕作するうえで支障が無く、現在の耕作状況も良好であります。自作地である隣接農地と一体利用するため、境の畔を取り、引き続き水稻で耕作する予定であり、周辺の農業上の利用に影響は無いと考えます。</p> <p>事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
地区委員 2番	<p>詳しくは事務局の説明のとおりです。</p> <p>場所は、中新田配水場の南側ということで、申請地の北側の自作地と合わせると10a弱となります。12月27日に現地調査を行いましたところ、現場は一体で耕作できるようになっていました。</p>

	<p>今回の農地の道を挟んで北側は譲受人の自宅であり、道を挟んで西側は実家となります。大きい機械などは全部ここに揃っています。</p> <p>現地調査及び地区審査の結果、今までどおり耕作をしていただければ許可相当といたしました。</p> <p>皆様方、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号の番号30を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号30は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について」の番号6及び議案第3号「農地法第5条の規定による許可について」番号38は関連する議案でありますので、一括して審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号番号6、議案第3号番号38を朗読後、説明】</p> <p>申請地の内2筆は、JAおおいがわ大富支店から北西へ200mほどに位置している昭和45年1月に住宅敷地を目的に農地法5条許可を得た敷地です。また残りの1筆は第3種農地であり、今回の事業計画の中で、進入路の拡幅、敷地拡張したい申請地です。</p> <p>当初計画者、今回の5条申請の譲渡人は、昭和45年許可当時、近隣市に居住しており、焼津市にて同居する予定で許可申請をしました。しかし息子が仕事の都合で県外へ移住し、住宅を建築する転用計画が無くなり、現在に至っています。</p> <p>譲受人は転用計画を承継し、隣接する農地1筆において建築条件付き宅地分譲地として計画を立て、今般計画変更及び再5条の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の北側は宅地、東側は田、南側及び西側は道路です。</p> <p>申請地の一部は許可済地であり、進入路として敷地拡張する部分も含めて、都市計画法許可の見込みも得られています。また、審査したところ、生活排水経路や周辺の農地への影響がないと判断できることから、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>計画変更申請と併せてご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
地区委員 2番	<p>ただいま事務局から詳しい説明があったとおりです。</p> <p>ここは元大富郵便局の南側にあたります。</p> <p>12月27日に現地調査を行いました。近所の方の話だと、時々草を刈りにくるとのことで、現地確認をした時も草が大きくなっていて、今後転用され綺麗になるといいなと言っていました。</p> <p>申請地の南側に残地が残り、管理をどうするのかという問題もありますが、今回の申請地はいろいろな事情もあり、昭和45年に許可を取り、当初の同居</p>

	<p>の計画は、息子が他に移住したということでそのままになっていたと。現在の状態より整地され管理されれば良いと考え、現地調査並びに地区審査の結果、許可相当と判断いたしました。</p> <p>皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号の番号6及び議案第3号の番号38を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号6及び議案第3号、番号38について許可することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、議案第3号「農地法第5条の規定による許可について」の番号36を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号、番号36を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、東益津地域交流センターから南東へ約300mに位置している農業振興区域内の第3種農地です。</p> <p>譲渡人は遠隔地に居住し、申請地は実家の親戚が耕作しており、現在に至っています。</p> <p>譲受人は主に足場設置の工事を行う法人であり、申請地の近くに雑種地の資材置場を借地しており、事業を営んでいます。今般、賃借中だった資材置場を返還、退去するよう所有者から迫られ、急遽申請地を移転先といたく申請に及びました。</p> <p>申請地周辺の状況は南側水路、北側道路、東側宅地、西側は畑です。</p> <p>排水は雨水のみ、周囲にコンクリート見切り工を設置します。</p> <p>西側に農地が残りますが、実家の親類が引き続き耕作するようです。</p> <p>申請者は事業を継続するうえで、現に資材置場に困窮しており、急ぎ移転先での操業を検討しているため、必要性が高く、転用の確実な実行性が見込めます。</p> <p>事務局としては、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
推進委員 23番	<p>事務局の方から詳細な説明があったとおりです。</p> <p>場所は150号線、岡当目の交差点から石脇下の交差点の中間あたりから西の方へ入ったところです。付近は学校、交流センター、郵便局、住宅に農地が少し残っている状態です。</p> <p>申請地の西側ですが、幅2m、奥行き50mほど農地として残ります。本当に農地で管理がされるのかということもありましたが、今後地区委員で日々状況を確認しようということで話し合いを行いました。よって地区委員では許可相当と判断いたしました。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>

議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号の番号36を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号36は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、議案第3号の番号37を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号、番号37を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、斎場会館から、北側へ約1kmに位置している農業振興区域内の第2種農地の畑です。</p> <p>譲渡人は、高齢で耕作出来なくなり、現在に至っています。</p> <p>譲受人は、近隣で総合建設業として、砕石事業などを行っており、周辺に多くの資材置場作業場を所有、借地して操業しています。</p> <p>現在、申請地隣地の雑種地を資材置場として利用しており、敷地を拡張したく申請に及びました。</p> <p>申請地周辺の状況は、北側は所有する雑種地、南側は宅地、東側は傾斜地で農地、西側が公衆用道路を跨いで申請者の借地している雑種地であり、排水は雨水排水のみです。</p> <p>申請地は第2種農地ではありますが、現在、工事の受注が近隣市で多く、安全施設や仮設資材などは、同市内に置いていましたが、今後は、焼津市内でも受注が見込めるため資材置場の増設が必要となり、隣地雑種地を含む全体として一体的に利用したく、申請に及びました。</p> <p>申請地隣の資材置場を拡張したい意向であり、転用の必要性及び確実な実行性が見込めます。また、申請地周辺の農地は傾斜地で耕作されておらず、周辺農地へ与える影響は少ないと判断できることから、事務局では許可相当に該当する案件あると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
推進委員 21番	<p>12月28日に地区の委員で現地調査を行いました。</p> <p>事務局から説明があったとおりでありまして、申請地は前から耕作がされておらず、きれいに保全管理がされている状態でした。</p> <p>進入路は水路があり、橋をかけて入る形で、写真に写っている木の裏側の敷地で譲受人の法人が事業を行っています。</p> <p>特に周辺への影響は無いことから許可相当であると判断いたしました。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号の番号37を許可することにご異議ありませんか。</p>

	<p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号37は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、議案3号の番号39を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第3号、番号39を朗読後、説明】</b>申請地は、栃山川に架かる木の子橋から南東へ約200mに位置している農業振興区域内の第1種農地です。</p> <p>使用貸人は耕作していましたが、使用借人である息子からの要望があり、分家住宅の建築に同意するものです。</p> <p>使用借人は、島田市のアパートで家族3人借家住まいをしています。しかし、子供も大きくなり、手狭となったため、高齢の親が住む実家の隣で住宅を建築したく、申請に及びました。</p> <p>申請者の他所有地は農用地のみであり、申請地が適地であると考えます。</p> <p>申請地周囲の状況は、北側は宅地及び農地、南側道路、西側も道路、東側は使用貸人の宅地です。</p> <p>生活排水は南側の用悪水路へ排水、隣接する農地との間には、コンクリート擁壁や見切りブロックを利用し、被害防除対策を行います。</p> <p>使用借人の住宅建築の必要性が高く、転用の確実な実行性が見込めます。また、都市計画課での建築許可申請も同時に行っています。</p> <p>申請地周辺の農地に与える影響は少ないと判断できることから、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは和田地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
地区委員 4番	<p>1月7日に地区委員で現地確認を行いました。</p> <p>詳細は事務局の説明のとおりでございます。使用借人の子供が大きくなったことから、帰ってきて、実家の隣地に建築したいというお話を伺ってまいりました。</p> <p>周辺農地に与える影響は軽微なものと考え、地区審査では許可相当と判断いたしました。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号の番号39を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号39は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を審議します。</p> <p>本議案に関係する委員につきましては、本議案の裁決が終わるまで退室を、お願いします。</p> <p><b>【委員 退室】</b></p>

	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	<b>【議案第4号を説明】</b>
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 <b>【質疑なし】</b> 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号は原案のとおり、計画を策定することに、ご異議ありませんか。 <b>【異議なし】</b> 異議なしと認め、議案第4号を承認することに決定しました。 それでは、退席されていた委員の入室を 認めます。 <b>【委員 入室】</b> 次に、議案第5号「焼津市地域計画策定に係る意見聴取について」を審議します。 それでは、市農政課の説明を求めます。
農政課	<b>【議案第5号を朗読後、説明】</b>
議長	説明が終わりました。 それでは、質疑を許します。質疑はありませんか。 <b>【質疑なし】</b> 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第5号を原案のとおりの内容で回答することに、ご異議ありませんか。 <b>【異議なし】</b> 異議なしと認め、議案第5号を承認することに決定しました。
議長	次に、議案第6号「焼津市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について」を審議します。 それでは、市農政課の説明を求めます。
農政課	<b>【議案第6号を朗読後、説明】</b>
議長	説明が終わりました。 それでは、質疑を許します。質疑はありませんか。
地区委員 8番	相川地区のところですが、昨今私どもに回覧で流れてきた資料と同じでしょうか。資料ではホテル用地となっており、議案の用途が違いますが、どういうことでしょうか。
誘致戦略課 課長	工場用地及びホテル用地で相談がきていますが、申請が進んでいます工場用地の計画について、今回変更申請が出ています。
議長	他に質疑はありますか。
推進委員 20番	申請者が同じで、複数申請が出ているようですが、隣接しているため、一体的に申請すればいいのではないのでしょうか。教えてください。
誘致戦略課 課長	申請者が同じですが、個別の開発であり、今後立地する企業が今回の申請者と一緒に申請を出す形となります。
議長	具体的な計画内容が現時点で分かれば教えてください。
誘致戦略課 課長	部品関連の製造工場もありますが、水産加工の製造業が多いです。

議長	<p>他には質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第6号を</p> <p>原案のとおりの内容で回答することに、ご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第6号を承認することに決定しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、令和8年1月総会を終了します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>